

令和8年2月12日付け公告の内容

北海道旭川市の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする美瑛川下流土地改良事業（かんがい排水）を国営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第5項において準用する同法第5条第3項の規定に基づく協議をしたいので、同法第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該事業の計画の概要を縦覧に供する。

当該計画の概要に意見がある者は、同条第7項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

記

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
国営美瑛川下流土地改良事業計画概要書（かんがい排水）
- 2 縦覧の期間
令和8年2月12日から令和8年3月5日まで
- 3 縦覧の場所
旭川市のウェブサイト
- 4 意見書の提出方法等について
 - (1) 意見書の提出先
nourinseibi@city.asahikawa.lg.jp
 - (2) 意見書の提出期限
令和8年3月5日
 - (3) 意見書の提出上の注意
 - ① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
 - ② 意見書には、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地をそれぞれ記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせする場合がありますため、お尋ねするものです。
 - ③ 提出いただいた意見は、公表する場合があります。また、提出いただいた意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
 - ④ 電話での意見はお受けできません。
 - ⑤ 郵送での意見書の提出を希望される場合は旭川市農林整備課までお問い合わせください。

(別紙)

市町村名	字名	地域及び 現況地目	備 考
旭川市	神居町上雨紛、神居町雨紛、神居町富沢、神居町神華、神居町富岡、西神楽南十六号、西神楽南十七号	一部の田	
旭川市	神居町上雨紛、神居町雨紛、神居町富沢、神居町神華、神居町共栄、西神楽南十四号、西神楽南十五号、西神楽南十六号、西神楽南十七号	一部の畑	